

選挙時におけるSNS偽情報・誹謗中傷対策の現状と課題

令和8年2月16日

弁護士 高橋広希

1 現行法制度の枠組みと概況

・公職選挙法の規制

ウェブサイト等を利用する方法は全ユーザーに認められているが、電子メールによる運動は候補者・政党等に限定されている。有料ネット広告も政党等のみが可能である。

・偽情報規制

虚偽事項公表罪（公選法235条）

・情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）

2025年4月施行。大規模プラットフォーム事業者に対し、削除基準の策定・公表を義務付けている。

2 弁護士実務からみた法的対応の現実的限界

（1）民事的対応（削除・開示）のハードル

・削除仮処分 of 時間的乖離

発令まで最短でも2～3週間、通常は1か月以上を要する。衆院選（12日間）などの選挙期間内に削除を実現することは事実上不可能に近い。

・地裁の処理能力差

・発信者特定の問題

アクセスプロバイダのログ保存期間が3～6か月と短く、選挙後に着手しても消失のリスクがある。また、VPN利用や海外経由の投稿は特定をさらに困難にする。

・経済的合理性の欠如

（2）刑事的対応の壁

・適用罪名

名誉毀損罪、侮辱罪、虚偽事項公表罪、選挙の自由妨害罪、偽計業務妨害罪など

- ・捜査の障壁

警察が「犯人不明」での告訴受理に消極的な場合が多く、受理までに数週間～数か月を要する。

- ・体制の不備

(3) 実務上の構造的問題

- ・相談と証拠保全

候補者は多忙で相談が遅れがちであり、拡散される大量の投稿を網羅的に保全することも現実的に不可能である。

- ・プラットフォームの対応

裁判外の削除請求は各社のポリシーに左右される。

3 憲法上の論点：表現の自由との緊張

- ・政治的表現の優越

政治的表現は自己統治の価値の中核であるが、選挙の自由と公正を確保するための合理的制限は許容される。

- ・萎縮効果と検閲の懸念

法令による削除義務化は実質的な検閲とみなされる可能性がある。

4 選挙後の救済と立証の困難

- ・因果関係の壁

特定の虚偽投稿が票数に与えた影響を証明することは不可能であり、精神的損害（慰謝料）として把握せざるを得ない。

- ・名誉回復の限界

SNS上での謝罪広告などの名誉回復措置は、法的・技術的な実現可能性について議論の余地がある。

5 今後について

- ・「選挙仮処分」の創設

選挙期間に限定した緊急審理手続の構築。

- ・プラットフォームの即時対応義務

明白な虚偽情報に対する迅速な対応の義務化。

- ・開示請求制度の迅速化・実効化

ログ保存期間の法定化、海外事業者への国内登記の義務付け、民刑連携の強化。

- ・損害賠償額の適正化

抑止力として機能する「加重損害賠償」の検討。

- ・アテンション・エコノミーへの対処

選挙期間中の収益の支払い停止措置の検討。

- ・比例原則の徹底

規制対象を明白な虚偽に限定し、パロディや正当な批判を除外する設計。

- ・多層的アプローチ

ファクトチェック体制の強化、メディアリテラシー教育、条例レベルでの相談窓口の整備。

6 結び

SNS上のデマ拡散と法的救済の間には深刻な「速度の非対称性」が存在する。民主主義の基盤を守るためには、表現の自由を堅持しつつも、選挙期間に特化した緊急審理手続やプラットフォームへの義務付けといった「精密な制度設計」が急務である。

以上